

## 新旧対照表

新	旧
<p>広域的な対策型胃内視鏡検診のための検診運用マニュアル (第2版 令和3年4月1日)</p>	<p>広域的な対策型胃内視鏡検診のための検診運用マニュアル</p>
<p>1 ～ 2. 1 0 (略)</p> <p>2. 1 1 結果処理 内視鏡画像データを(公財)秋田県総合保健事業団から提供された専用 USB に保存し、検査結果を胃がん内視鏡検査読影判定票(様式集③)に記載のうえ、胃がん検診受診票(内視鏡用)(様式集①)と併せて、(公財)秋田県総合保健事業団に提出する。 提出方法は、(公財)秋田県総合保健事業団に連絡し、(公財)秋田県総合保健事業団が直接回収することとする。 <u>生検を実施した場合は、胃がん内視鏡検査読影判定票(様式集③)に組織診断分類を記載したうえで、(公財)秋田県総合保健事業団に提出することとする。</u></p> <p>2. 1 2 ～ 2. 1 3 (略)</p> <p>2. 1 4 委託料の請求 検査実施月の翌月末までに、検査実施件数に応じて、委託料(13,090円(税込))から自己負担金を除いた額について、<u>受診券を添えて市町村に請求する。</u> ただし、検査を中止した場合は、委託料を請求出来ないものとする。</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>	<p>1 ～ 2. 1 0 (略)</p> <p>2. 1 1 結果処理 内視鏡画像データを(公財)秋田県総合保健事業団から提供された専用 USB に保存し、検査結果を胃がん内視鏡検査読影判定票(様式集③)に記載のうえ、胃がん検診受診票(内視鏡用)(様式集①)と併せて、(公財)秋田県総合保健事業団に提出する。 提出方法は、(公財)秋田県総合保健事業団に連絡し、(公財)秋田県総合保健事業団が直接回収することとする。</p> <p>2. 1 2 ～ 2. 1 3 (略)</p> <p>2. 1 4 委託料の請求 検査実施月の翌月末までに、検査実施件数に応じて、委託料(13,090円(税込))から自己負担金を除いた額を市町村に請求する。 ただし、検査を中止した場合は、委託料を請求出来ないものとする。</p> <p>3 ～ 5 (略)</p>